

# 事前評価申請における 申請書類作成の手引き

20260401\_ver. 1



# 事前評価申請における申請書類作成の手引き

## 1. 高圧ガス保安法の規制への対応

事前評価申請にあたっては、高圧ガス保安法の規制の全体像を把握しておくことが望ましいです。この章では、高圧ガス保安法の規制と事前評価制度との関係について説明します。

## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

事前評価を受ける場合、適用する基準の妥当性（主として安全が担保できること）を申請者が示すことになります。この章では、事前評価申請書類を作成する際のポイントについて説明します。

### 参考資料集

- 事前評価申請の区分
- 適用する基準と安全立証の検討イメージ
- 特定案件と根拠条項（特定案件事前評価）
- 機能性基準と例示基準（詳細基準事前評価）

事前評価関係の情報、申請手続きを定めた事前評価実施要領は、以下より確認することができます。

特定案件事前評価（KHKホームページ）

[https://www.khk.or.jp/inspection\\_certification/machine\\_facility/spcl\\_ordnc\\_eval.html](https://www.khk.or.jp/inspection_certification/machine_facility/spcl_ordnc_eval.html)

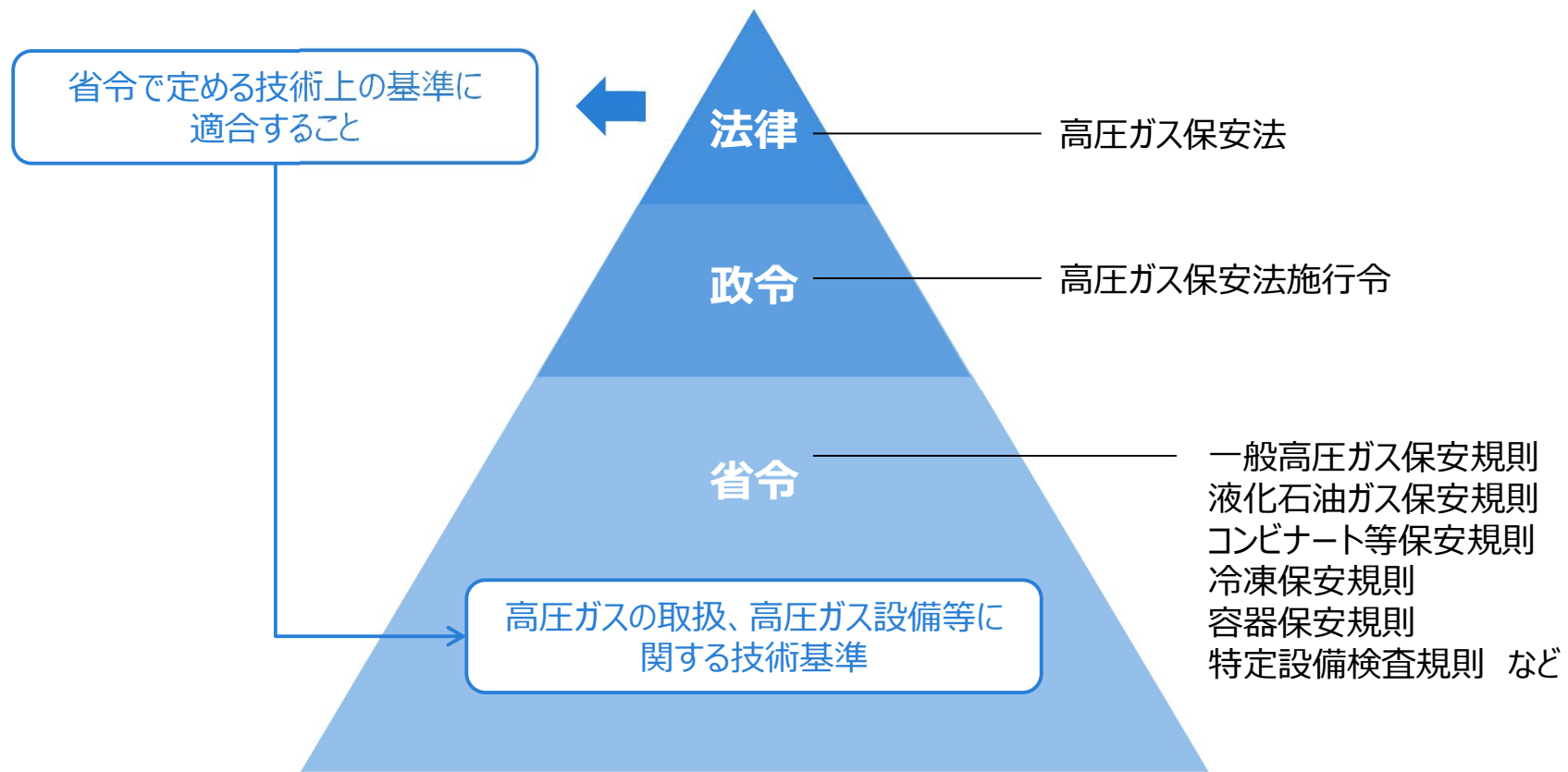
詳細基準事前評価（KHKホームページ）

[https://www.khk.or.jp/inspection\\_certification/machine\\_facility/spcl\\_std\\_eval.html](https://www.khk.or.jp/inspection_certification/machine_facility/spcl_std_eval.html)

# 1. 高圧ガス保安法の規制への対応

## 1) 高圧ガス保安法の規制の概要

高圧ガス保安法では、高圧ガスに関する事業の許可などの際に、省令で定める技術上の基準（次頁以降、単に「技術基準」という。）に適合することを要求しています。

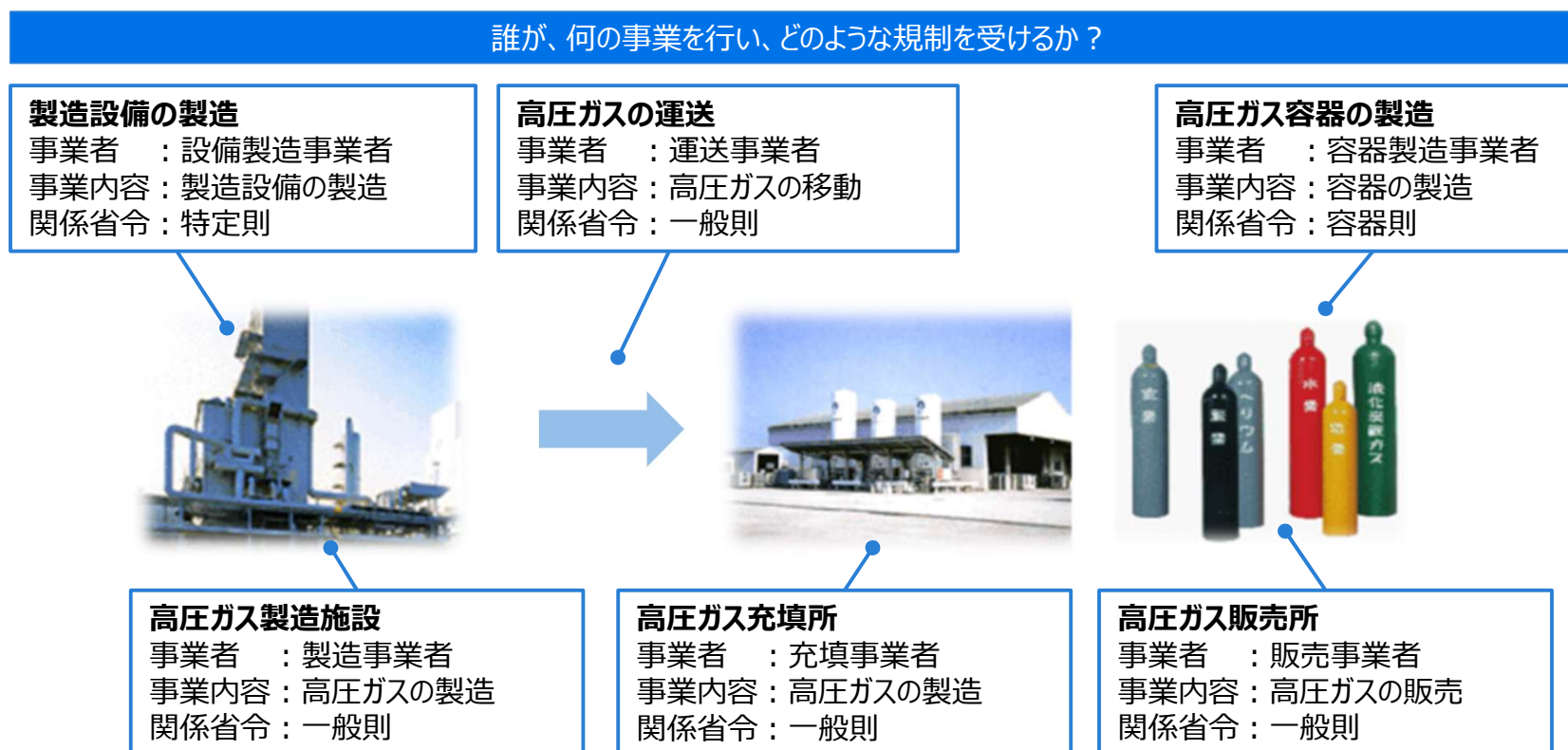


# 1. 高圧ガス保安法の規制への対応

## 2) 高圧ガス保安法の規制を受ける事業の例

高圧ガス保安法では、事業内容に応じて関係省令が異なります。

事業の全体像として、①誰が、②何の事業を行い、③どのような規制を受けるかを整理する必要があります。特に規模が大きい事業ほど重要になります。



# 1. 高圧ガス保安法の規制への対応

## 2) 高圧ガス保安法の規制を受ける事業の例 (つづき)

高圧ガス保安法の規制を受ける事業の例として、下表に記載のものがああります。

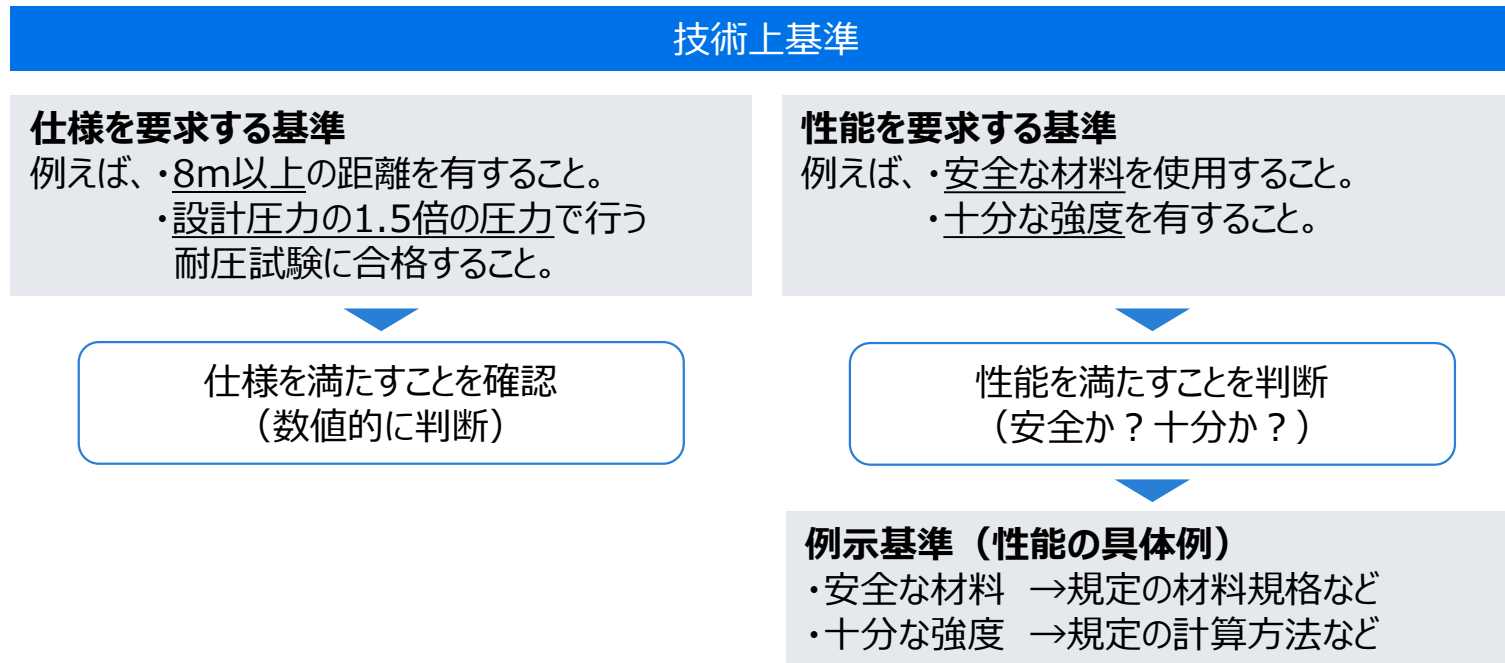
事業内容 (例)	規制を受ける者 (例)	関係省令
高圧ガスの製造 例：化学プラント、ガス充填所	製造を行う事業者	一般則 液石則 冷凍則 コンビ則
高圧ガスの貯蔵 例：貯槽施設、容器による貯蔵施設	貯蔵を行う事業者	一般則 液石則 冷凍則
高圧ガスの移動 例：トレーラ輸送、導管輸送	移動を行う事業者	一般則 液石則
高圧ガスの消費 例：ガス溶断、燃料消費	消費を行う事業者	一般則 液石則
高圧ガス設備の製造	高圧ガス設備の製造者	一般則 液石則 コンビ則
冷媒設備の製造	冷凍設備の製造者	冷凍則
特定設備の製造	特定設備の製造者	特定則
容器又は附属品の製造	容器又は附属品の製造者	容器則 国際容器則
容器又は附属品の再検査	容器所有者、容器検査所	容器則 国際容器則
耐震設計設備構造物の建造	耐震設計を行う者	耐震告示

# 1. 高圧ガス保安法の規制への対応

## 3) 技術基準への適合性評価

高圧ガス保安法の技術基準は、機能性基準と呼ばれており、主に保安上要求される性能を規定しています。技術基準への適合性評価は、行政機関、検査機関などが行っています。

保安上必要な性能を有することは、個々の案件ごとに個別に判断しますが、例示基準に適合する場合は技術基準に適合するものと判断されます。

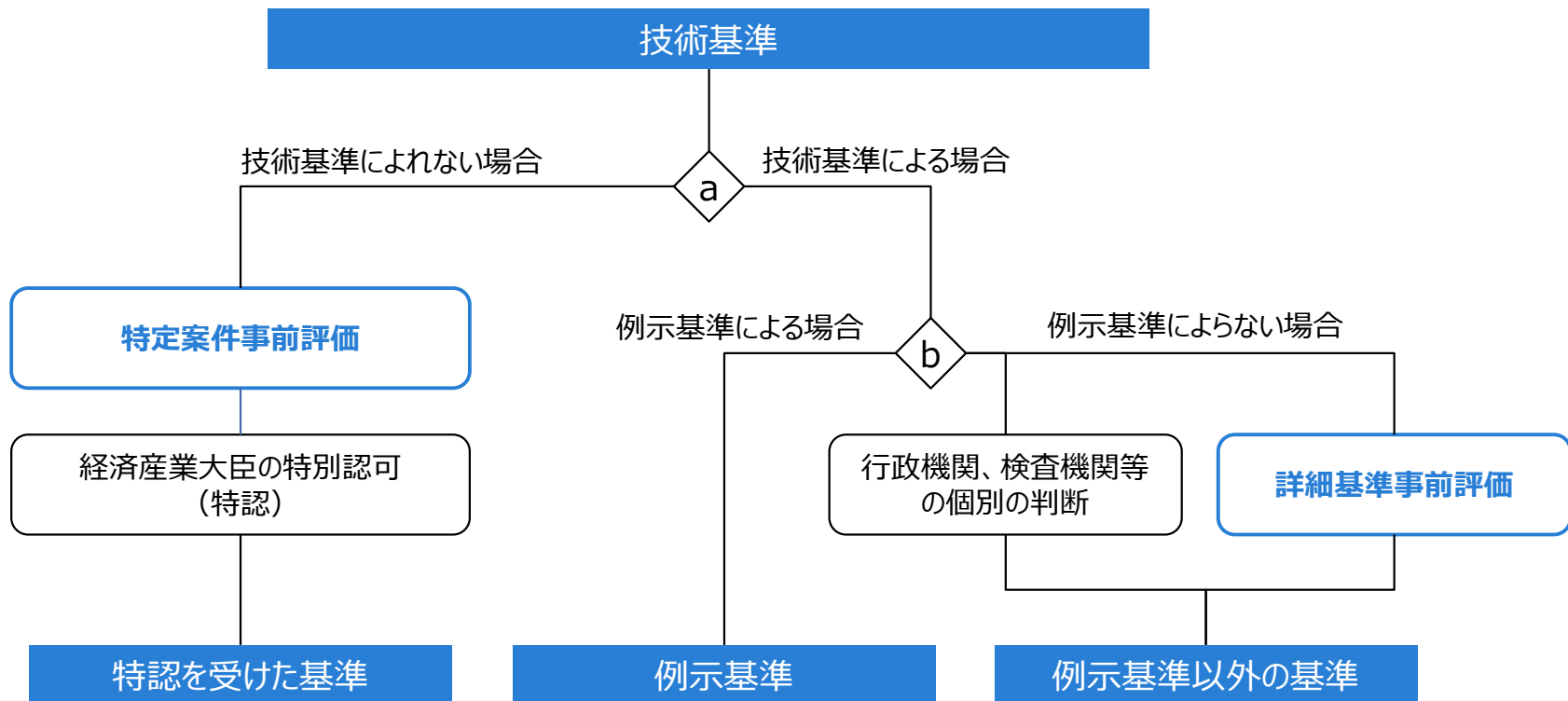


備考 例示基準は、各省令の通達に定められています (例えば、通達「容器保安規則の機能性基準の運用について」など)。例示基準の規定は、機能性基準の要求事項に対応しています。

# 1. 高圧ガス保安法の規制への対応

## 4) 技術基準への適合性評価と事前評価の関係

- a. 技術基準によれない場合は、特認を受けた基準を適用できます。特認案件事前評価では、特認を受ける前に適用する基準を技術的な観点から評価します。
- b. 例示基準以外の基準による場合は、行政機関、検査機関等が個別に判断します。詳細基準事前評価を受け、その事前評価書を添付することで例示基準以外の基準を適用することもできます。





## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 1) 事前評価申請書類の構成

事前評価申請書類は、「申請書」と「申請書の別添」で構成されます。

事前評価では、主として「申請書の別添」に記載された「事前評価の内容」に基づき評価を行うこととなります。

---

 申請書 (固定様式)	事前評価申請書類の表紙であり、事前評価申請に関する基本事項（申請番号・年月日、申請者、申請対象など）を記載する。
 申請書の別添 (自由様式)	事前評価申請の内容を説明する資料であり、次に示す事項について記載する。 <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 申請の概要</li><li>◆ 申請対象の設備等の概要</li><li>◆ <u>事前評価の内容</u></li></ul> <p>申請書の別添には、上記の記載事項にて参照する資料を添付する。 例えば、申請対象の設備等の構造を示す資料（図面、フローシート）、参照する技術資料（設計書、試験レポート、論文）など。</p>

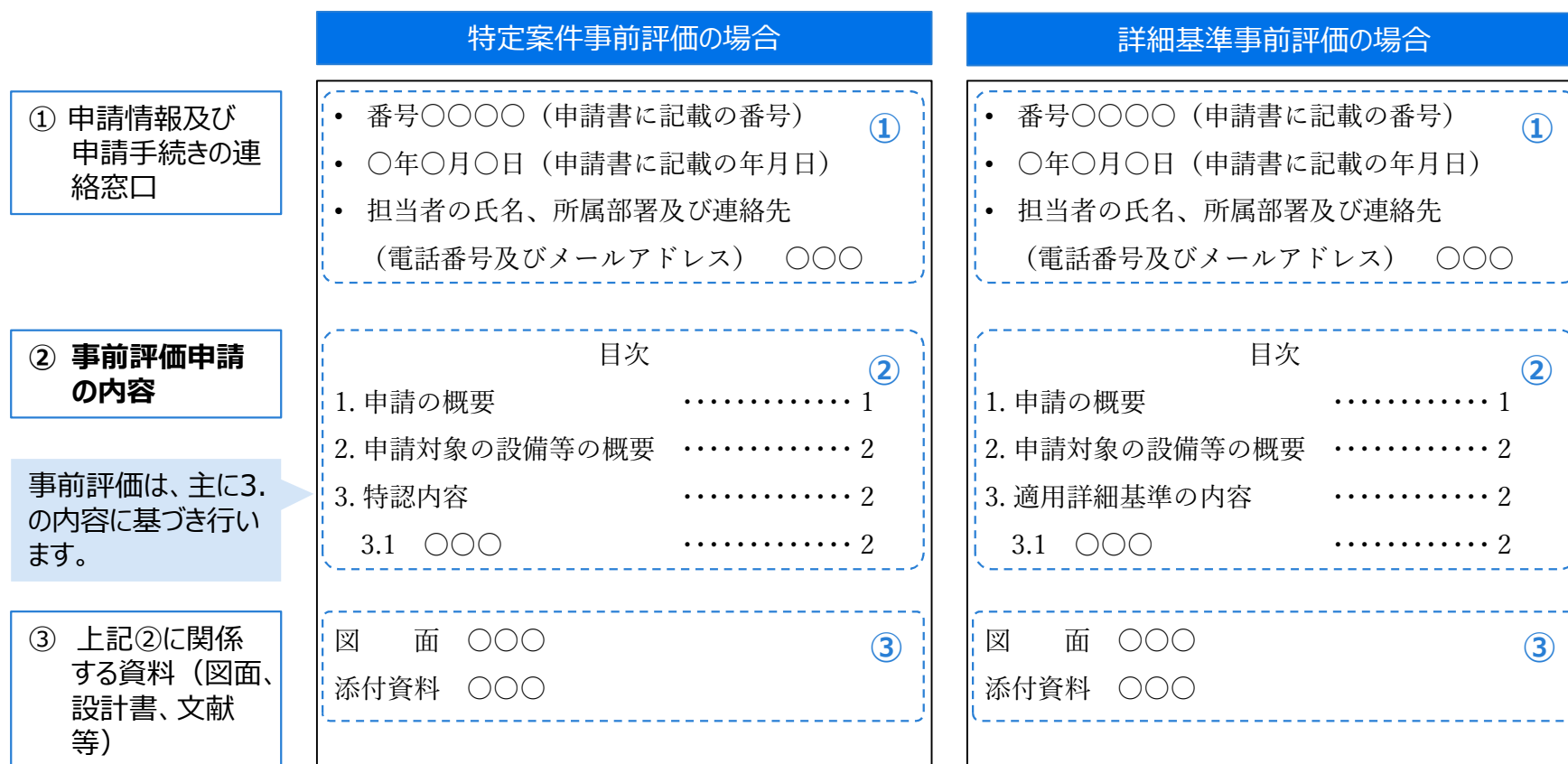
---

備考 特定案件事前評価の場合は、通達「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて」で定める別紙を作成する必要があります。別紙には、申請書の別添の内容の要約を記載するもので、特認申請の際にも必要となります。

## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 2) 申請書の別添の構成

申請書の別添は、自由様式ですが、通常、次の構成で作成します（実施要領参考「申請書の別添の構成例」より）。詳細は、実施要領をご確認ください。



## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 2) 申請書の別添の構成 (つづき)

事前評価申請の内容は、「申請の概要」、「申請対象の設備等の概要」及び「特認内容／適用詳細基準の内容」により構成されます。

事前評価は「特認内容／適用詳細基準の内容」の記載内容に基づき行います。

#### 1. 申請の概要

事前評価の内容の全体像について説明する。

⇒ 3) 「1. 申請の概要」の記載事項 (p.11)

#### 2. 申請対象の設備等の概要

申請対象の設備等の種類、仕様、構造、運用などについて説明する。

⇒ 4) 「2. 申請対象の設備等の概要」の記載事項 (p.12)

#### 3. 特認内容／適用詳細基準の内容

対応策／適用詳細基準ごとに、適用する基準の内容とその安全立証について説明する。

⇒ 5) 「3. 特認内容」の記載事項 (特定案件事前評価) (p.13)

⇒ 6) 「3. 適用詳細基準の内容」の記載事項 (詳細基準基準事前評価) (p.14)

⇒ 7) 安全立証の検討のポイント (p.15)

## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 3) 「1. 申請の概要」の記載事項

申請の概要は、事前評価の内容の全体像を説明する項であり、申請の背景、目的、適用詳細基準又は対応策の概要等を記載します。

記載事項は、個々の案件により異なりますが、一般に、次の事項が明確になるように記載します。

- どのような事業を行うのか、
- 申請対象の設備等は何か、
- どのような課題があるか、
- 現行の技術基準に替えて、どのような基準を適用したいのか、

備考 包括申請の場合にあっては、実施要領の附属書1に掲げる包括申請の要件に係る事項についても記載します。

例えば、「〇年〇月〇日付け（評価書番号）によって事前評価を受けた実績があり、今後も同一の仕様の設備等について事前評価が見込まれるため、事前評価を申請する。」のように記載した上で、実際の適用実績などについて説明します。

なお、包括申請は、事前評価の実績を有する案件があれば、いつでも申請することができます。

## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 4) 「2. 申請対象の設備等の概要」の記載事項

申請対象の設備等の概要には、主に、①設備等の種類、②設備等の仕様、③設備等の構造について記載します。設備等の概要に記載すべき事項は、実施要領をご確認ください（下表に代表例を示します。）。

申請対象の設備等		概要に記載すべき事項
容器又は附属品	種類	一般継目なし容器、溶接容器、一般複合容器など
	仕様	最高充填圧力、耐圧試験圧力、容器の内容積、使用流体及びその他申請に係る仕様
	構造	構造図面により示す。
特定設備	区分及び種別	区分（第一種特定設備又は第二種特定設備）及び種別（反応器、熱交換器など）。個別申請、グループ申請の場合は、申請基数も記載する。
	仕様	設計圧力、設計温度、内容積、使用流体及びその他申請に係る仕様
	構造	構造図面により示す。
	設置場所	設置場所の事業所、設置個所を示す。
高圧ガス設備	種類	圧縮機、ポンプ、熱交換器、管類、弁類など。個別申請、グループ申請の場合は、申請基数も記載する。
	仕様	常用の圧力、常用の温度、使用流体及びその他申請に係る仕様
	構造	構造図面により示す。
	設置場所	設置場所の事業所、設置個所を示す。

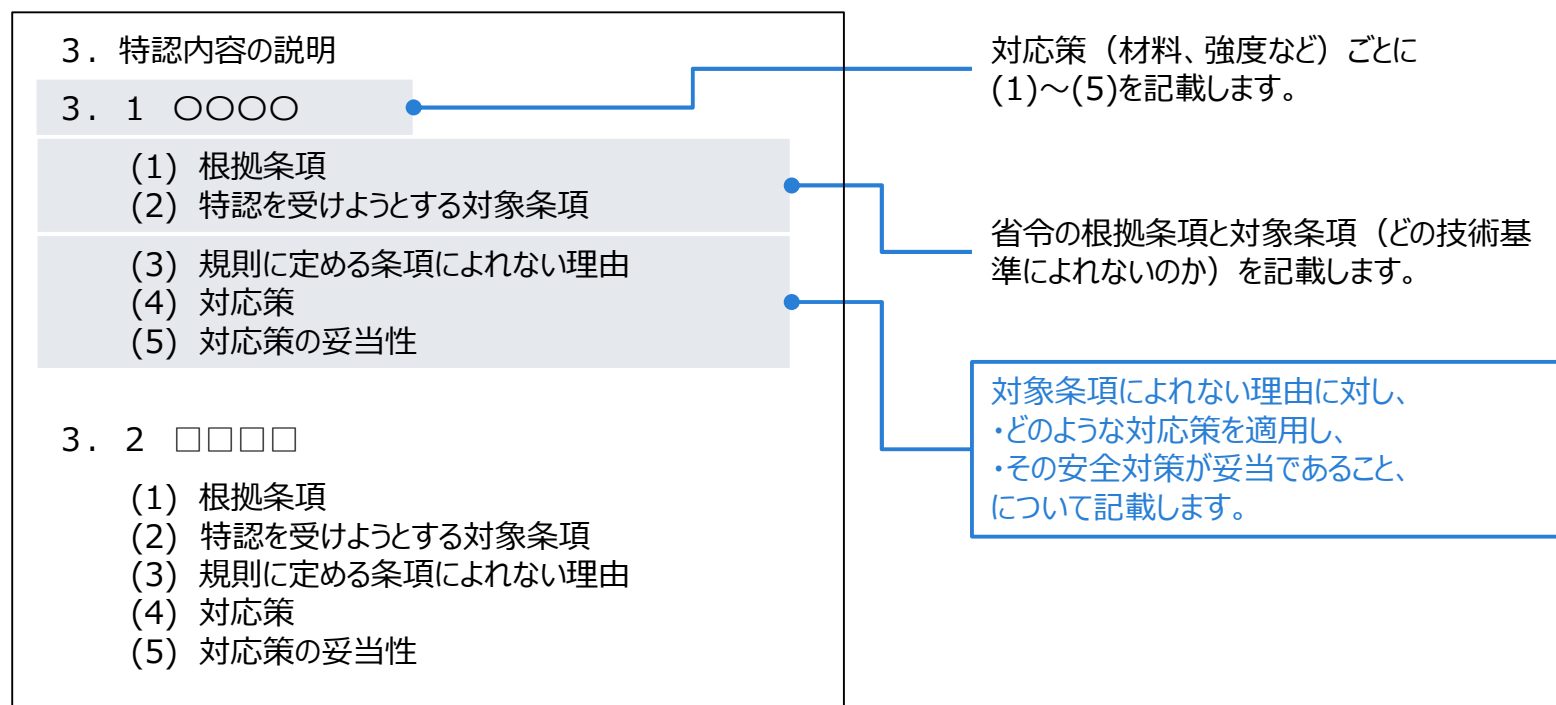
備考 包括申請の場合にあつては、包括申請の対象とする設備等の仕様を記載します（実施要領の附属書1参照）。

## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 5) 「3. 特認内容」の記載事項（特定案件事前評価）

特認内容には、以下の事項を記載します。

特定案件事前評価では、技術基準によれない理由に対し、適用する対応策が妥当であることについて評価を行うため、(3)～(5)の内容が重要となります。

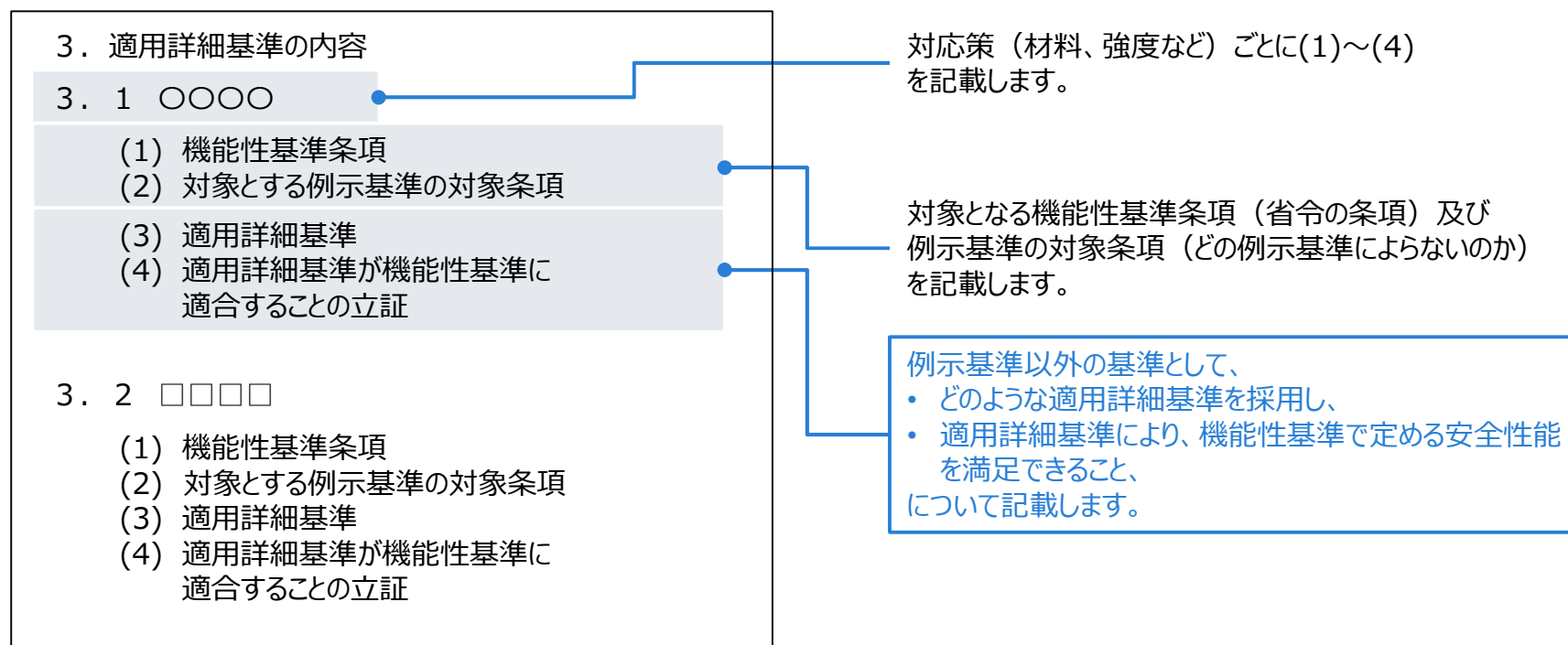


## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 6) 「3. 適用詳細基準の内容」の記載事項（詳細基準基準事前評価）

適用詳細基準の内容には、以下の事項を記載します。

詳細基準事前評価では、例示基準以外の基準である適用詳細基準が機能性基準に適合することについて評価を行うため、(3)及び(4)の内容が重要となります。



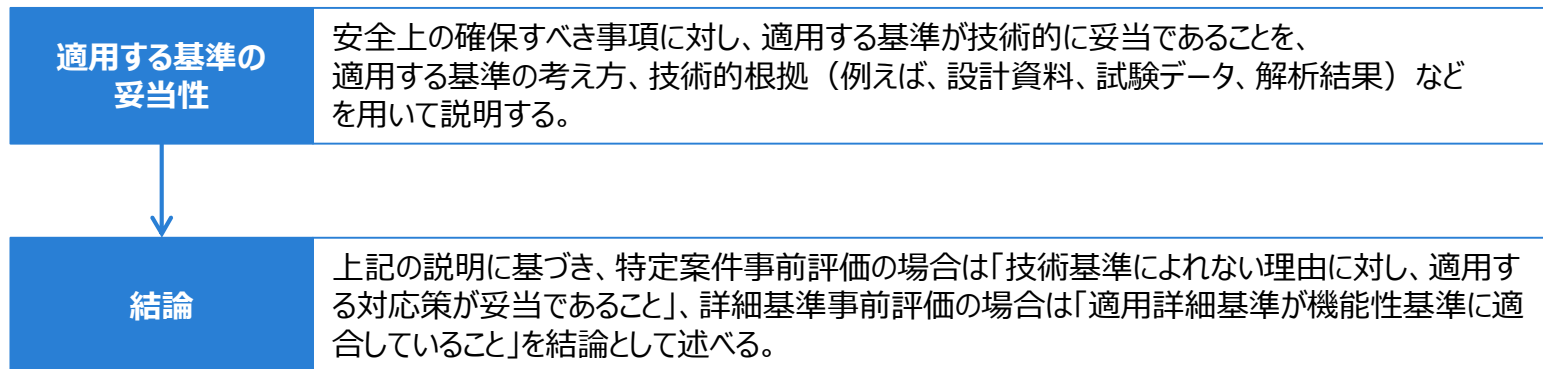
## 2. 事前評価申請書類の作成の手引き

### 7) 安全立証の検討のポイント

事前評価では、適用する基準に対し、次の観点で評価を行います。

- ・特定案件事前評価 技術基準によれない理由に対し、適用する対応策が妥当であること
- ・詳細基準事前評価 適用詳細基準が機能性基準に適合していること

いずれも適用する基準により安全を確保できることを立証することになります。この安全立証の検討のポイントを以下に示します。



備考 適用する基準に制限はありませんが、上記のとおり適用した基準により安全を確保できることを説明する必要があります。安全立証では、単に設計資料、試験データ、解析結果などの技術資料を用意するだけでなく、それにより安全を確保できることを説明する必要があります。

## 参考資料集

- 事前評価申請の区分
- 適用する基準と安全立証の検討イメージ
- 特定案件と根拠条項（特定案件事前評価）
- 機能性基準と例示基準（詳細基準事前評価）

## 事前評価申請の区分（1/3）

事前評価は、個々の事例ごとに行う個別申請が基本となります。実施要領で定める要件を満足する場合は、包括申請、グループ申請、公開申請を行うことができます。

注記 グループ申請及び公開申請は、詳細基準事前評価の場合の申請方法です。



### 個別申請（基本単位）

通常は、個々の事例（例えば、高圧ガスの製造に係る許可、高圧ガス設備の検査など）ごとに申請します。



### 包括申請

同一の仕様について、一定期間内に反復して申請することが見込まれる場合には、包括して申請することができます。

包括して事前評価を受けると、同一の仕様について、都度、個別申請が不要となります。（有効期間5年）



### グループ申請

複数の事例が同一の仕様であり、同一の詳細基準を適用する場合に、1つの申請書で申請することができます。

複数の案件を1申請にまとめることができます。また、1申請とすることにより、手数料も安くなります。



### 公開申請

広く公開することを目的とした詳細基準について、事前評価を申請することができます。

公開詳細基準は、KHKのウェブサイトで公開され、第三者も含め広く適用することができます。（有効期間5年）

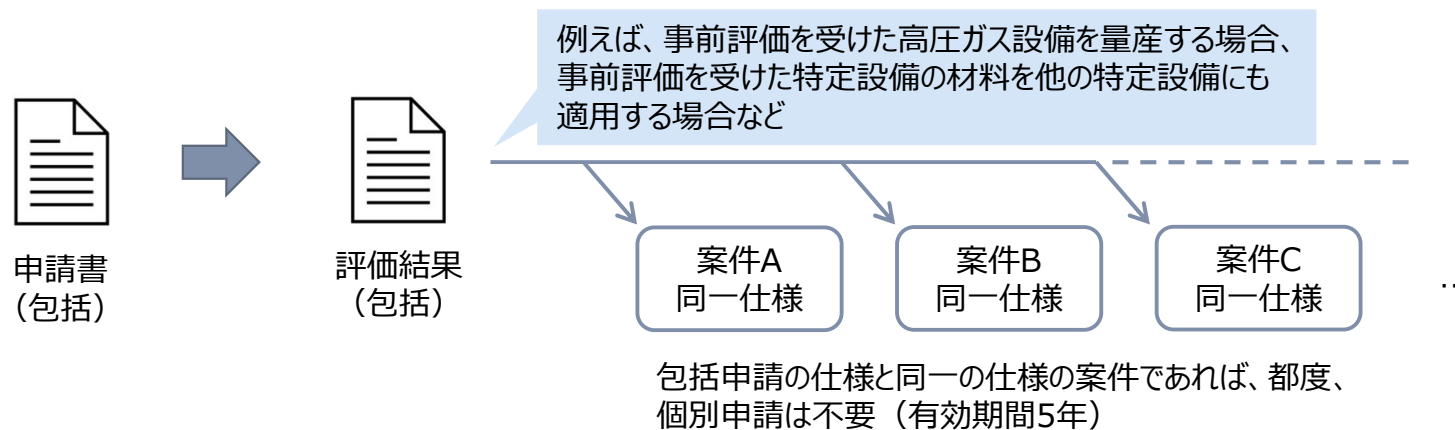
## 事前評価申請の区分 (2/3)

### 包括申請のイメージ

同一の仕様の案件が、一定期間に複数回想定される場合は、その都度個別申請が必要になります。

包括申請を行うと、同一の仕様の案件に対して5年間有効な評価結果を発行します。有効期間内であれば、同一の仕様の案件については、その都度個別申請が不要となります。

なお、包括申請を行うには、同一の仕様について事前評価を受けた実績が必要となるほか、実施要領で定める包括申請の要件を満足する必要があります。



備考 包括申請は、事前評価の実績を有する案件があれば、いつでも申請することができます。

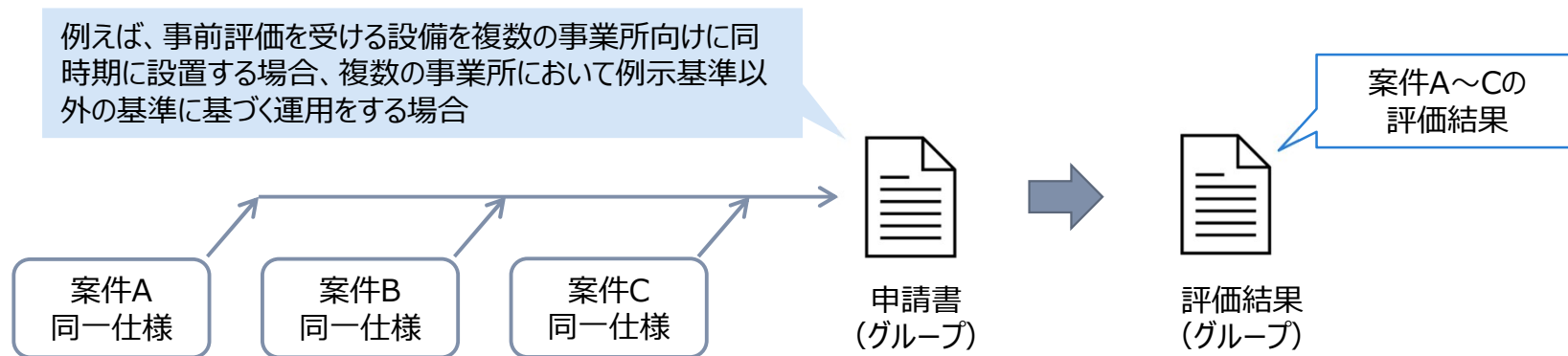
## 事前評価申請の区分（3/3）

### グループ申請のイメージ

同一の仕様の案件が、同時期に複数件ある場合、案件の数だけ個別申請が必要になります。

グループ申請を行うと、複数件の個別申請を1申請とすることができます。

なお、グループ申請は実施要領で定める要件（同一の仕様で、同一の適用詳細基準であること）を満足する必要があります。



同一仕様、同一基準の複数の案件を1申請とできる。  
(この例では3案件を1申請とできる。)

## 適用する基準と安全立証の検討イメージ（例1）

注 このイメージは、実際の事例とは関係なく、この対策が代替の基準として妥当であることを示すものではありません。

### 通常適用される技術基準

可燃性ガス的高圧ガス設備を設置する場合は、当該設備の外面から火気に対して5mの離隔距離を設けること。



設置場所の関係で、規定の離隔距離を設けることができない。

### 代替として適用する基準

- 火気に対して1mの離隔距離を設けること。
- 障壁を設けるとともに、ガス検知器による警報、緊急停止措置を講じる。

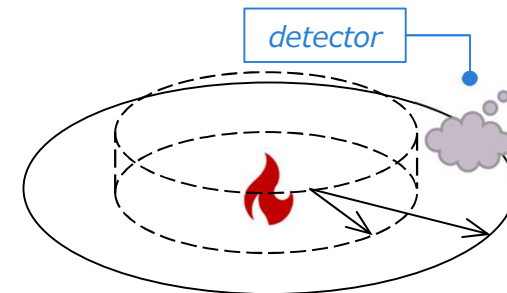
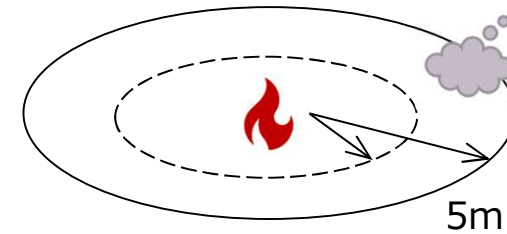
### 安全立証の考え方（例）

火気に対する離隔距離を、1mとしても火災、爆発の可能性を低減できるか。

適用する基準の妥当性：

- ガスが火気の方に流れ、爆発雰囲気形成しない設計
- 漏洩時のガスの流動解析、換気能力、ガス検知器、停止シーケンスなどの設定

以上より、5mの離隔距離に替えて、適用する基準を採用することで、火災、爆発の可能性を低減できる。



### 基準の設定で考慮する事項（例）

- ガスの種類
- 設備の設置状況
- 設備の構造
- 運用形態 など

## 適用する基準と安全立証の検討イメージ（例2）

注 このイメージは、実際の事例とは関係なく、この対策が代替の基準として妥当であることを示すものではありません。

### 通常適用される技術基準

設計圧力、設計温度などに応じて安全な材料を使用すること。

例示基準： JIS G ○○○○の△△△△であること。

最低使用温度 -30℃



JIS G ○○○○  
種類 △△△△

最低使用温度  
-30℃

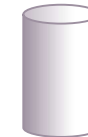


より低い温度でも高い性能を温まで使用可能な開発材料を使いたい。

### 代替として適用する基準

開発材料（材料名：XXXX、材料の仕様など）を使用する。

最低使用温度は-40℃とする。



開発材料  
材料名：XXXX

### 安全立証の考え方（例）

申請対象の設備の最低設計使用温度において、十分なじん性を有しているか。

適用する基準の妥当性：

- 開発材料（材料名：XXXX）は、規格材料△△△△をベースとして、低温じん性を改善した材料
- 最低設計金属温度で実施した衝撃試験の結果など

以上より、開発材料は、申請対象の設備の最低使用温度において、十分なじん性を有する。

### 基準の設定で考慮する事項（例）

- 材料の種類、仕様
  - 設備の仕様（使用温度など）
  - 材料特性（試験データなど）
- など

## 適用する基準と安全立証の検討イメージ（例3）

注 このイメージは、実際の事例とは関係なく、この対策が代替の基準として妥当であることを示すものではありません。

### 通常適用される技術基準

設計圧力、設計温度などに応じて十分な強度を有すること。

例示基準： 規定の計算式により求めた最小厚さ以上の厚さを有すること。



詳細な設計手法を適用し、設備の薄肉化を行いたい。

### 代替として適用する基準

KHKS 0220「超高压ガス設備に関する基準」に基づく設計方法を採用する。

### 安全立証の考え方（例）

KHKS 0220は代替とできるか。また、その設計基準を満足することができるか。

適用する基準の妥当性：

- KHKS 0220の概要、実績など
- 申請対象設備に対する、KHKS 0220に基づく設計計算書など

以上より、KHKS 0220を適用することは妥当である。また、申請対象設備はKHKS 0220の基準を満足する。

### 基準の設定で考慮する事項（例）

- 申請対象設備の仕様
- 設計計算書 など

備考 この例では、事前評価に利用できる自主基準KHKS 0220を採用し、KHKS 0220に適合することを主な安全立証としています。

この他にも公に認められている民間規格、海外規格なども参考にすることができますが、いずれの場合でもその基準の妥当性を説明することになります。

## 特定案件と根拠条項（1/2）

特定案件	根拠条項	特認の対象とできる条項
刻印等の方式	容器則第8条第4項	容器則第8条第1項から第3項まで
表示の方式	容器則第10条第5項 国際容器則第7条第3項	容器則第10条第1項から第3項まで 国際容器則第7条第1項及び第2項
附属品検査の刻印	容器則第18条第2項	容器則第18条第1項
容器の加工の基準	容器則第21条第2項	容器則第21条第1項
容器再検査の期間	容器則第24条第4項 国際容器則第15条第4項	容器則第24条第1項から第3項まで 国際容器則第15条第1項から第3項まで
容器再検査の方法	容器則第25条第2項 国際容器則第16条第2項	容器則第25条第1項 国際容器則第16条第1項
容器再検査における容器の規格	容器則第26条第7項 国際容器則第17条第3項	容器則第26条第1項から第6項まで 国際容器則第17条第1項及び第2項
附属品再検査の期間	容器則第27条第3項 国際容器則第18条第3項	容器則第27条第1項及び第2項 国際容器則第18条第1項及び第2項
附属品再検査の方法	容器則第28条第2項 国際容器則第19条第2項	容器則第28条第1項 国際容器則第19条第1項
附属品再検査における附属品の規格	容器則第29条第2項 国際容器則第20条第2項	容器則第29条第1項 国際容器則第20条第1項
容器再検査に合格した容器の刻印等	容器則第37条第3項 国際容器則第27条第3項	容器則第37条第1項及び第2項 国際容器則第27条第1項及び第2項
附属品再検査に合格した附属品の刻印	容器則第38条第2項 国際容器則第28条第2項	容器則第38条第1項 国際容器則第28条第1項

## 特定案件と根拠条項 (2/2)

特定案件	根拠条項	特認の対象とできる条項
危険のおそれのない場合の特則	一般則第99条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6条から第8条の2まで、第11条から第13条まで、第18条、第22条、第23条、第26条、第40条、第45条の3、第49条から第52条まで、第55条、第60条及び第62条に規定する基準</li> <li>試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第64条の規定による保安統括者の選任及び第66条の規定による保安係員の選任</li> </ul>
	液石則第97条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6条から第9条まで、第12条から第14条まで、第19条、第23条、第24条、第27条、第41条、第48条から第50条まで、第53条、第58条及び第60条に規定する基準</li> <li>試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第62条の規定による保安統括者の選任</li> </ul>
	コンビ則第54条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5条から第7条まで、第9条及び第10条に規定する基準</li> <li>第11条の規定による連絡方法の通知等</li> <li>試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第23条の規定による保安統括者の選任及び第25条第5項の規定による保安係員の選任</li> </ul>
	冷凍則第69条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7条から第9条まで、第12条から第15条まで、第20条、第27条、第31条の3、第33条、第34条、第57条及び第64条に規定する基準</li> <li>第36条の規定による冷凍保安責任者の選任</li> </ul>
特殊な設計による特定設備	特定則第51条	特定則第10条から第45条まで
特定設備検査の受検を要しない特定設備	特定則第7条第2号	—

# 機能性基準と例示基準 (1/6)

## 容器保安規則関係

機能性基準	例示基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>製造の方法の基準（第3条第1号から第5号まで）</li> <li>容器検査の方法（第6条第1号及び第2号）</li> <li>容器検査における容器の規格（第7条第1項第1号から第7号まで及び同項第9号）</li> <li>型式承認に要する容器の数量（第58条第1項）</li> </ul>	<p>通達「容器保安規則の機能性基準の運用について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 1「一般継目なし容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 2「溶接容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 3「超低温容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 4「ろう付け容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 5「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 6「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 7「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 8「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 9「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 1 1「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 1 3「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」</li> </ul> <p>JGA指-NGV06-01-99「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準」            KHKS 0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準」            JARIS001「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準」            JIGA-T-S/12/04「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準」            JGA指-NGV07-05「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準」            JPEC-S 005「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準」            日団協技術基準 S 高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準」            JARIS003「圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準」            J2401M1「圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の技術指針」</p>

## 機能性基準と例示基準 (2/6)

### 容器保安規則関係 (つづき)

機能性基準	例示基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>附属品検査の方法 (第16条第1号及び第2号)</li> <li>附属品検査における附属品の規格 (第17条第1項第1号から第8号まで)</li> <li>型式承認に要する附属品の数量 (第64条第1項)</li> </ul>	通達「容器保安規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 1 0「附属品の技術基準の解釈」</li> <li>別添 1 2「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」</li> <li>別添 1 4「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」</li> </ul> JARIS002「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準」 JPEC-S 006「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準」 J2401M2「圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品の技術指針」
<ul style="list-style-type: none"> <li>容器等製造設備 (第42条)</li> </ul>	KHKS 0180「溶接容器溶接補修基準」
<ul style="list-style-type: none"> <li>容器等検査設備 (第43条)</li> <li>品質管理の方法及び検査のための組織 (第44条第1項及び第2項)</li> </ul>	KHKS 0101「容器等製造業者登録基準」

### 国際相互承認に係る容器保安規則関係

機能性基準	例示基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>製造の方法の基準 (第3条第1号)</li> </ul>	通達「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 1「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」</li> <li>別添 5「国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>附属品の規格 (第11条第1号)</li> </ul>	通達「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 2「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」</li> <li>別添 6「国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>容器等製造設備 (第32条)</li> <li>容器等検査設備 (第33条)</li> </ul>	通達「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 3「国際相互承認容器等製造設備及び容器等検査設備の技術基準の解釈」</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>品質管理の方法及び検査のための組織 (第34条第1項及び第2項)</li> </ul>	通達「国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添 4「品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈」</li> </ul>

## 機能性基準と例示基準 (3/6)

### 特定設備検査規則関係

機能性基準	例示基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定設備の技術上の基準（第10条から第45条まで及び第51条）</li> <li>特定設備検査の方法（特定則第46条から第50条まで）</li> </ul>	通達「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添1「特定設備の技術基準の解釈」</li> <li>別添2「平底円筒形貯槽の技術基準の解釈」</li> <li>別添3「バルク貯槽の技術基準の解釈」</li> <li>別添4「特定設備の部品等の技術基準の解釈」</li> <li>別添7「第二種特定設備の技術基準の解釈」</li> </ul>
特定設備製造設備及び特定設備検査設備（第59条）	通達「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添5「特定設備製造設備及び特定設備検査設備の技術基準の解釈」</li> </ul>
品質管理の方法及び検査のための組織（第60条）	通達「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>別添6「品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準の解釈」</li> </ul>

### 高圧ガス設備等の耐震性能に関する告示関係

機能性基準	例示基準
耐震告示第2条第1号及び第3条	KHKS 0861「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル1）」
耐震告示第2条第2号及び第3条	KHKS 0862「高圧ガス設備等の耐震設計に関する基準（レベル2）」 （ただし、5.1 サイトスペシフィック地震動を除く。）

備考 高圧ガス設備等の耐震性能に関する基準は、省令の下告示に定められており、告示で定める基準に対して、例示基準が定められている。

# 機能性基準と例示基準 (4/6)

## 一般高圧ガス保安規則関係

### 機能性基準

- 定置式製造設備に係る技術上の基準 (第6条)
- コールド・エバポレータに係る技術上の基準 (第6条の2)
- 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準 (第7条)
- 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準 (第7条の2)
- 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準 (第7条の3)
- 顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる  
圧縮水素スタンドに係る技術上の基準 (第7条の4)
- 移動式製造設備に係る技術上の基準 (第8条)
- 移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準 (第8条の2)
- 第二種製造者に係る技術上の基準 (第10条から第12条の3まで)
- その他製造に係る技術上の基準 (第13条)
- 貯蔵の方法に係る技術上の基準 (第18条)
- 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 (第22条)
- 容器により貯蔵する場合の技術上の基準 (第23条)
- 第二種貯蔵所に係る技術上の基準 (第26条)
- 販売業者等に係る技術上の基準 (第40条)
- 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等 (第49条)
- その他の場合における移動に係る技術上の基準等 (第50条)
- 導管による移動に係る技術上の基準 (第51条)
- 家庭用設備の設置に係る技術上の基準 (第52条)
- 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準 (第55条)
- その他消費に係る技術上の基準 (第60条)
- 廃棄に係る技術上の基準 (第62条)
- 指定設備に係る技術上の基準等 (第94条の3)

### 例示基準

- 通達「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」
- 別添「一般高圧ガス保安規則関係例示基準」

## 機能性基準と例示基準 (5/6)

### 液化石油ガス保安規則関係

#### 機能性基準

- 第一種製造設備に係る技術上の基準 (第6条)
- 第二種製造設備に係る技術上の基準 (第7条)
- 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準 (第8条)
- 移動式製造設備に係る技術上の基準 (第9条)
- 第二種製造者に係る技術上の基準 (第12条及び第13条)
- その他製造に係る技術上の基準 (第14条)
- 貯蔵の方法に係る技術上の基準 (第19条)
- 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準 (第23条)
- 容器により貯蔵する場合の技術上の基準 (第24条)
- 第二種貯蔵所に係る技術上の基準 (第27条)
- 販売業者等に係る技術上の基準 (第41条)
- 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等 (第48条)
- その他の場合における移動に係る技術上の基準等 (第49条)
- 導管による移動に係る技術上の基準 (第50条)
- 特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準 (第53条)
- その他消費に係る技術上の基準 (第58条)
- 廃棄に係る技術上の基準 (第60条)

#### 例示基準

- 通達「液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について」
- 別添「液化石油ガス保安規則関係例示基準」

## 機能性基準と例示基準 (6/6)

### コンビナート等保安規則関係

#### 機能性基準

- 製造施設に係る技術上の基準 (第5条)
- コールド・エバポレータに係る技術上の基準 (第5条の2)
- 特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準 (第6条)
- 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準 (第7条)
- 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準 (第7条の2)
- 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準 (第7条の3)
- コンビナート製造事業所間の導管以外の導管 (第9条)
- コンビナート製造事業所間の導管 (第10条)
- 指定設備に係る技術上の基準 (第49条の3)

#### 例示基準

- 通達「コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について」
- 別添「コンビナート等保安規則関係例示基準」

### 冷凍保安規則関係

#### 機能性基準

- 定置式製造設備に係る技術上の基準 (第7条)
- 移動式製造設備に係る技術上の基準 (第8条)
- 製造の方法に係る技術上の基準 (第9条)
- 第二種製造者に係る技術上の基準 (第11条から第14条まで)
- その他製造に係る技術上の基準 (第15条)
- 貯蔵の方法に係る技術上の基準 (第20条)
- 販売業者等に係る技術上の基準 (第27条)
- 廃棄に係る技術上の基準 (第34条)
- 指定設備に係る技術上の基準 (第57条)
- 機器の製造に係る技術上の基準 (第64条)

#### 例示基準

- 通達「冷凍保安規則の機能性基準の運用について」
- 別添「冷凍保安規則関係例示基準」